

★ News 近づく消費税「インボイス制度」の導入

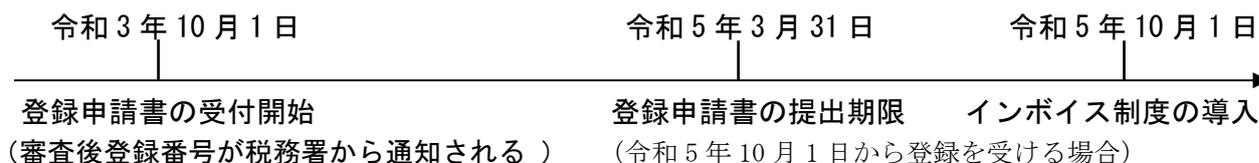
インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」が導入されます。今年10月1日からは、適格請求書発行事業者の登録申請が開始されます。

■ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）では

- 税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が、仕入税額控除の要件となります。
- 「適格請求書」を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。
- 「適格請求書発行事業者」になるためには、税務署長に申請して登録を受ける必要がありますが、消費税の課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

※「適格請求書発行事業者」は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも免税事業者にならず、消費税の申告義務があることに注意して下さい。

■ 適格請求書発行事業者の登録申請のスケジュール■ 適格請求書（インボイス）の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名・名称・登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分し合計した額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は1請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録番号は、国税庁の公表サイトに掲載される

★ News 「所在不明株主」に関する会社法の特例について

令和3年8月2日施行の「産業競争力強化法」改正に伴う「経営承継円滑化法」の改正により、会社法の特例の認定を受けることで、所在不明株主の保有する株式の処理に必要な「5年」を「1年」に短縮することが可能になりました。

- ※ 株主名簿に記載されているが連絡が取れなくなり、所在不明の株主を「所在不明株主」という。
- ※ 会社法では、通知が5年以上継続して到達しない場合等、その保有株式の売却（自社による買取を含む）が可能となっている。（公告、裁判所の許可は必要）
- ※ 会社法の特例は、非上場の中小企業者で事業承継などの要件を満たし、都道府県知事の認定を受けると、5年を1年に短縮できるとした。この改正で創設。（公告、裁判所の許可は必要）

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>★ News ふるさと納税 過去最高に

総務省が7月公表した令和2年度「ふるさと納税」の件数は3488万件、寄付額は6724億円でいずれも過去最高。控除額の多い市町村は税収が減少するが、横浜市に次ぐ名古屋市の住民税控除額は106億4900万円。